

# 令和6年度 大阪府議会広報テレビ番組等制作及び 放送業務に係る企画提案公募要領

大阪府議会（以下「府議会」という）では、府議会の取組みや活動を府民に分かりやすく伝え、府議会への関心や理解を高めることを目的に「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」を実施します。

本業務については、より効果的かつ効率的に実施するため、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

## 1 業務名

大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務

### (1) 業務の趣旨・目的

府議会の取組みや活動を府民に分かりやすく伝え、府議会への関心や理解を高めることを目的として、テレビ媒体の特徴を活かし、かつ他のメディア媒体を活用することにより、府議会活動に対する無関心な層も番組が観たくなるなど、注目を集めるようなインパクトの強い番組を企画・制作し、大阪府域を網羅する地上デジタル放送を実施します。

### (2) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (3) 業務概要

別紙、「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

### (4) 委託上限額

25,158千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 スケジュール

令和6年4月15日（月曜日）午後2時	公募開始・質問受付開始
令和6年4月25日（木曜日）	説明会開催
令和6年4月26日（金曜日）午後5時	質問受付締切
令和6年7月1日（月曜日）から令和6年7月22日（月曜日）	事前審査書類受付期間
令和6年7月31日（水曜日）から令和6年8月9日（金曜日）	企画提案書類受付期間
令和6年8月中旬（予定）	選考（選定委員会）
令和6年9月中旬（予定）	契約締結
令和7年3月31日（月曜日）	事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定す

る準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者であっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 令和元年 4 月 1 日からこの公示の日までの間に、大阪府域における地上デジタル放送の番組企画、制作及び放送業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行

ったことにより損害賠償の請求を受けていない者であること。

- (10) 事前審査受付期間最終日(令和6年7月22日(月曜日))までに令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「映画・ビデオ等(種目コード103)」、「総合広告代行(種目コード:106)」、「各種広告企画(種目コード:107)」又は「マルチメディア企画・制作(種目コード:116)」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、この案件に参加を希望する者は、次により登録を申請することができる。

ア 登録に関する添付書類の提出先及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06)6944-6429)

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ 資格に関する文書を入手するための手段及び申請の方法

(ア) 資格に関する文書については、大阪府電子調達システム

([https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html) 以下「システム」という)

に掲載する。申請の方法については、システムにおいて必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送、又は持参する。

ウ 申請期限

令和6年7月9日(火曜日)午後4時 まで

なお、添付書類は同日午後4時までに必着とする。また、上記期限までに、電子申請及び添付書類に不備のないことが必要。不備があった場合は上記期限までにその補正を完了すること。

エ その他

詳細は、システムの説明による。

- (11) 今回の番組提案に関して、地上デジタル放送枠の確保が見込めること。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類等の受付

ア 配布期間

令和6年4月15日(月曜日)から令和6年7月22日(月曜日)まで

(ただし、令和6年4月15日(月曜日)は午後2時から)

イ 公募要領の配布方法

大阪府議会ホームページからダウンロードしてください。

([https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai\\_giji/toppage/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/toppage/index.html))

(窓口・郵送による配布は行いません。)

ウ 応募書類(事前審査)の提出

(ア) 受付期間

令和6年7月1日(月曜日)から令和6年7月22日(月曜日)まで

(イ) 提出方法

書類は、郵送により提出してください。

※書留郵便等の配達記録が残る方法で令和6年7月22日(月曜日)必着にしてください。

※電子メール、窓口による提出は認めません。

※期間内に書類が到達しない場合は本事業に参加することはできません。

(ウ) 提出先

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1-2-2 大阪府庁本館1階  
大阪府議会事務局総務課広報グループ

(エ) 応募書類 (事前審査)

- a 応募申込書 (様式1 : 1部)
- b 事業実績申告書 (様式2 : 1部)
- c 誓約書 (参加資格関係) (様式3 : 1部)
- d 定款又は寄附行為の写し (1部) (3か月以内の日付で原本証明してください。)
- e ①法人登記簿謄本 (1部) \* 写し不可
  - ・ 法人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から3か月以内のもの②本籍地の市区町村が発行する身分証明書 (1部) \* 写し不可
  - ・ 個人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から3か月以内のもの
  - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 (1部) \* 写し不可
  - ・ 個人の場合に提出してください。
  - ・ 発行日から3か月以内のもの
  - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- f 納税証明書 (各1部) (未納がないことの証明 : 発行日から3か月以内のもの) \* 写し不可
  - ①大阪府の府税事務所が発行する府税 (全税目) の納税証明書  
大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- g 財務諸表の写し (1部 : 最近1か年のもの、半期決算の場合は2期分)
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 株主資本等変動計算書
- h 障害者雇用状況報告書の写し (1部)
  - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主 (常時雇用労働者数が43.5人以上) に義務化されている「障害者雇用状況報告書 (様式第6号)」の写し
  - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください)

・報告義務のある方のみ提出してください。

い 公募選考参加通知発送用切手 84 円 (1 枚)

#### エ 応募参加の通知

事前審査書類により応募参加資格の書類審査を行います。

※結果は、令和6年7月23日(火曜日)中に郵送により通知します。

#### オ 応募書類(企画提案)の受付期間・提出場所

上記、「4(1)エ 応募参加の通知」で応募資格を有した者となった事業者が企画提案書類を提出することになります。

##### (7) 受付期間

令和6年7月31日(水曜日)から令和6年8月9日(金曜日)

※土曜日、日曜日を除く、午前10時から午後5時まで

※ただし、8月9日(金曜日)は、午前10時から正午まで

なお、提出日時は令和6年7月24日(水曜日)から令和6年7月30日(火曜日)

(土曜日、日曜日を除く)午前10時から午後5時までに府議会事務局総務課に電話し、調整を行ってください。

連絡先：大阪府議会事務局総務課広報グループ 06-6944-9354

##### (イ) 提出方法

書類は、下記(ウ)の提出場所に持参してください。

※電子メール・郵送等による提出は認めません。

※提出の際に選考当日のプレゼンテーションの方法等について協議してください。

##### (ウ) 提出場所

大阪府議会事務局総務課広報グループ

住 所：大阪市中央区大手前二丁目 大阪府庁本館1階

電話番号：06-6944-9354

#### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

#### (2) 企画提案書類

ア 企画提案書(様式4：15部)

イ 応募金額提案書(様式5：1部)

ウ 想定放送における加重平均視聴率計算書(様式6：1部)

エ 上記ウで指定された放送局の放送見込みについての確約書(様式は問いません)

#### (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんので、ご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) 企画提案書類の著作権

企画提案書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、大阪府議会が当該募集に関する報告等のため、企画提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします。

イ 書類提出後の差し替えは原則認めません。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

(1) 開催日時

令和6年4月25日（木曜日） 午後2時から

(2) 開催場所

大阪市中央区大手前2丁目1-22 大阪府庁本館1階

大阪府議会 第四委員会室

来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

(3) 申込方法

電子メール（メールアドレス：[gikaiweb@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:gikaiweb@gbox.pref.osaka.lg.jp)）でお申し込みください。

※「件名」に「【説明会申込】大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」、本文に

「(1) 事業者名、(2) 参加者職、氏名、(3) 連絡先電話番号、参加人数（応募者1者につき2名まで）」と明記のうえ、申込みください。

※電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

連絡先：大阪府議会事務局総務課広報グループ 06-6944-9354

（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで）

※説明会は質疑応答の時間は設けておりません。

(4) 申込期限

令和6年4月24日（水曜日）正午まで

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年4月15日（月曜日）から令和6年4月26日（金曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：[gikaiweb@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:gikaiweb@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

なお、「件名」に「【質問】大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務（事業者名）」と明記してください。

※メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

連絡先：大阪府議会事務局総務課広報グループ 06-6944-9354

（土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

(3) 質問への回答

令和6年5月1日（水曜日）までに大阪府議会ホームページ

([https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai\\_giji/toppage/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/toppage/index.html)) に掲示し、

個別には回答しません。

## 7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準・配点に基づき、大阪府議会議員と外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会による多数決により最優秀提案事業者を決定します。また、同数の場合は、提案金額の安価な提案事業者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査とプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にパワーポイント等を使用する場合は、企画提案書の提出の際に必ず協議してください。※協議がなかった場合はパワーポイント等の機材は使用できませんので、ご了承ください。

・選定委員会開催日 令和6年8月中旬（予定）

※詳細については、別途連絡します。

・選定委員会場所 大阪府大手前庁舎内 会議室

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、110点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準・配点

評価は、企画点100点（指定項目20点、加点項目80点）、及び価格点10点の合計110点満点として行います。

評価にあたっては、下記ア及びイに基づき審査します。

配点及び算定方法は別表を参照。

ア 企画点<100点満点>

(ア) 指定項目<20点満点>

放送番組の加重平均視聴率と実放送時間をもとに算出します。

(イ) 加点項目<80点満点>

項目ごとに、選考委員の採点結果の平均点（小数点以下第2位四捨五入）をそれぞれ加点します。

a 時間帯の設定等 <20点満点>

(a) テレビ媒体の特徴を生かし、かつ他のメディア媒体を活用することにより、インパクトが強く、議会広報としての事業効果が見込まれるものとなっているか。

(b) 予定される放送局は適切なものとなっているか。

(c) 番組の本数、種類や放送時間など、事業全体は効果的な組み合わせになっているか。

(d) 予定される放送時間帯は、番組趣旨に照らし適切であり、府議会活動に対する無関心な

層を意識したものとなっているか。

b 企画内容〈45点満点〉

- (a) コンセプトは、全年齢層にわたる府議会活動に対する無関心な層に訴求した分かりやすいものとなっているか。
- (b) 府議会活動に無関心な層も観たくなるなど、注目を集め、府議会への関心や理解を高めることができる内容となっているか。
- (c) 大阪府議会の取組みや活動などを府民に分かりやすく伝えられる内容となっているか。
- (d) 大阪府議会に関心を持ってもらえるような内容となっているか。  
(大阪府議会の広報番組であることがわかる内容となっているか。)
- (e) 大阪府議会広報としての品位を保つ内容となっているか。

c 広報展開〈15点満点〉

- (a) 放送にあたっての事前宣伝は充分か。
- (b) 事前宣伝について、世代を考慮した広報展開など効果的な媒体の選択、展開となっているか。
- (c) 府議会活動に対する無関心な層を意識しつつ、番組を広く効果的に認知してもらう工夫がなされているか。
- (d) 放送後の二次使用など大阪府議会活動を効果的に広報するための工夫がなされているか(再放送は、一番組として指定項目及び加点項目 a 時間帯の設定等で審査します)。

イ 価格点〈10点満点〉

(3) 提案が多数(7者以上)の場合の取扱い

ア 議会事務局において「7(2)審査基準・配点」の(ア)指定項目の点数の上位6者を提案者として選抜し、6者によるプレゼンテーション審査を実施します。

イ 選抜を実施する際には、全応募者に電話連絡により通知します。

(4) 提案が1者の場合の取扱い

提案が1者の場合は、当該提案を審査し「7(2)審査基準・配点」の評価点の合計点数が60点以上ある場合は採択し、契約交渉相手方として決定します。

(5) 提案が無かった場合の取扱い

提案が無い場合は本件の公募を取り止めることとなります。

(6) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府議会ホームページ

([https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai\\_giji/toppage/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/toppage/index.html))において公表します。

応募者が2者以上であった場合の次点者の評価点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 \* 価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 受付順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 評価点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由



⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(7) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式7）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

## 9 その他

応募にあたっては、大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務に係る公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し、遵守して下さい。

別表

<企画点>

指定項目 20点

計算式(小数点以下第2位四捨五入)

- ・ 提案時の視聴率が5%以上の場合  
 $20 \text{点} \times (\text{視聴率} \times \text{実放送時間 (分)}) / 240$  《20点を上限》
- ・ 提案時の視聴率が5%未満の場合  
 $10 \text{点} \times (\text{視聴率} \times \text{実放送時間 (分)}) / 240$  《10点を上限》

※想定放送番組加重平均視聴率・・・提案放送番組ごとに、前年同期同曜同時間帯の平均視聴率に予定番組時間を乗じて得た数を求め、その合計を予定総時間で除して得た数

項目ごとに各選定委員が以下のとおり採点を行い、その平均点を加算する。				
企画提案について	評価	時間帯の設定等	企画内容	広報展開
	優れている	20点	45点	15点
	やや優れている	15点	33点	11点
	普通	10点	22点	7点
	やや劣っている	5点	11点	3点
	劣っている	0点	0点	0点

<価格点> 10点

計算式(小数点以下第2位四捨五入)

- $10 \text{点} \times (\text{上限額} - \text{自社の提案価格}) / (\text{上限額} - \text{提案価格のうち最低価格})$   
 ただし、「(上限額-提案価格のうち最低価格)」<500,000の場合は、  
 $10 \text{点} \times (\text{上限額} - \text{自社の提案価格}) / 500,000$  とする。